

1. ART指針に基づく申請件数：1件

2. ヒト受精胚作成研究計画の申請の概要（平成29年7月31日 科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会生殖補助医療研究専門委員会及び厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する審査専門委員会 資料9「ヒト受精胚作成研究計画の申請の概要」より）

(1)研究計画の名称

ヒト未成熟卵子のin vitro における成熟誘導

(2)研究機関の名称

大阪府内のクリニック

(3)研究責任者の氏名

上記クリニックの医師

(4)研究に用いられる配偶子の入手方法

卵子：生殖補助医療目的で採取され、顕微授精や卵子凍結を行う前に未成熟であると確認された卵子のうち、当該目的へ使用されなかった卵子において、提供者（夫婦）の同意を得たもの。

精子：生殖補助医療目的で採取及び保存されている精子のうち当該目的に使用されなかった精子において、提供者（夫婦）の同意を得たもの。

(5)研究の目的

ヒト未成熟卵子における体外成熟法の成熟率の向上と、成熟した状態で得られた卵子と同等の受精率及び胚盤胞到達率を目標として、より有効な体外成熟培養法の開発を目的とする。

(6)研究の方法及び期間

研究方法：未成熟卵子を、有用性が期待される物質5種類を各々添加した培地で培養し、成熟を試みる。成熟を確認後、顕微授精によりヒト受精胚を作成し最大7日間培養する。未成熟卵の成熟率、成熟卵の受精率、分割率及び胚盤胞到達率を比較解析する。

研究期間：5年間

(7)提供機関の名称及び研究機関の長の氏名

研究機関と同一

ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針について(概要)

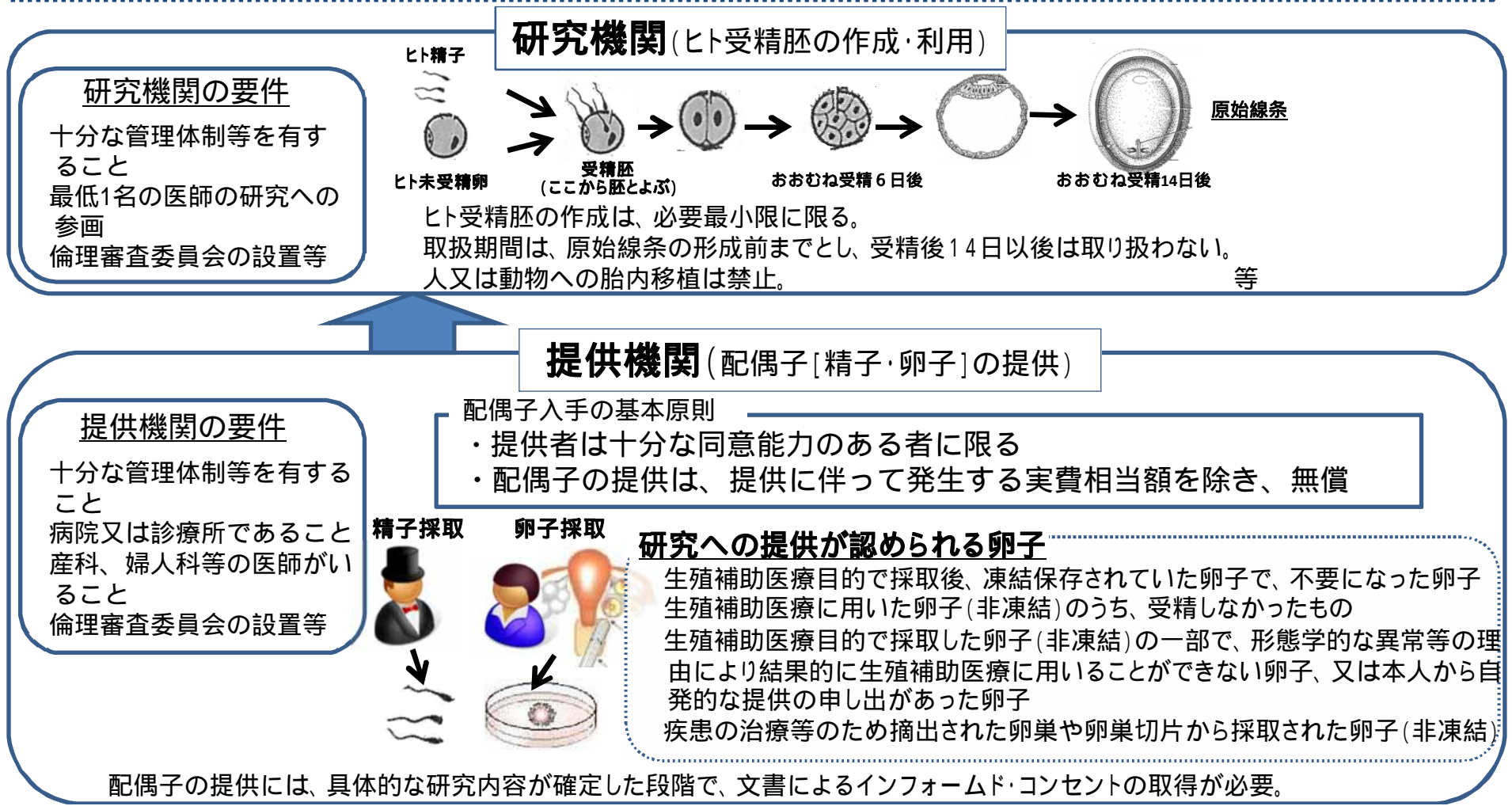
参考1

平成16年7月、総合科学技術会議は、研究材料としてヒト受精胚を作成することは原則禁止しつつも、その例外として、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は科学的合理性、社会的妥当性の観点から容認

その上で、文部科学省と厚生労働省において、生殖補助医療目的でヒト受精胚の作成・利用を行う研究のガイドラインの策定による制度的枠組の整備の必要があるとした

両省の審議会において検討を重ね、取りまとめた報告書に基づき、ヒト受精胚の作成を行う生殖補助医療研究に関する倫理指針(ガイドライン)を作成

「生殖補助医療研究目的でのヒト受精胚の作成・利用の在り方について」(平成21年4月15日、文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会、厚生労働省厚生科学審議会科学技術部会)



生殖補助医療

子宮への胚移植を前提として夫精子と妻卵子を受精させる医療(不妊症治療)

生殖補助医療研究

通常女性の体内に受精卵を戻さない前提で、ヒト精子・卵子・胚の提供をうけて行う研究

予想される研究領域

- 受精のメカニズムに関する研究
- 胚発生に関する研究
 1. 良好胚を得るための培養環境に関する研究
 2. 良好胚を選別するための研究
 3. 初期胚の発生異常に関する研究
 4. 加齢卵の個体発生能に関する研究
 5. 未熟配偶子の体外成熟に関する研究
- 着床のメカニズムに関する研究
- 遺伝的異常の発生機序解明に関する研究
 1. 染色体異常の発生機序に関する研究
 2. 遺伝子発現に関する研究
- 配偶子・胚の保存に関する研究

ARTの新しい技術と今後の課題

- ・ 着床前診断
- ・ 卵子の体外成熟 (IVM)
- ・ いわゆる卵子の若返り (卵核法置換、卵細胞質移植)
- ・ 卵子または卵巣の凍結
- ・ ICSIにおける受精の改善
→ 卵の活性化の工夫 など

(出典)

厚生科学審議会科学技術部会ヒト胚研究に関する専門委員会／科学技術・学術審議会 生命倫理・安全部会「生殖補助医療研究専門委員会 第1回

・ 資料1-5 「ヒト胚の研究体制に関する研究」 (吉村 泰典 委員提出資料)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1497_01-5.pdf

・ 資料1-6 「精子・卵子・胚研究の現状」 (久慈 直昭 慶應義塾大学産婦人科学教室 講師提出資料)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1497_01-6.pdf

第2回

・ 資料4 不妊治療-ARTへの流れとARTの臨床- (安達 知子 委員提出資料)

http://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n1497_02-4.pdf